

# ごみ袋には、きちんと氏名を書きましょう

▽7月は「氏名記入強化月間」

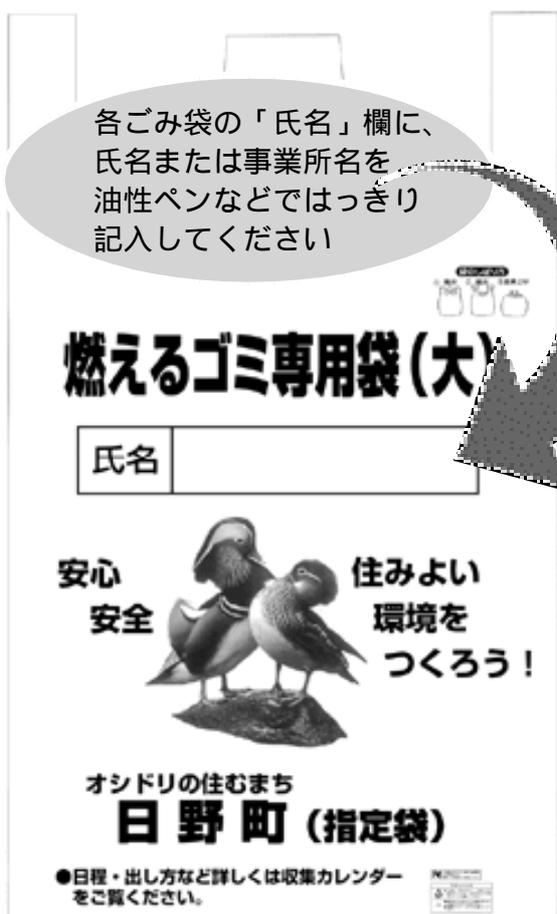
きれいで快適な環境をつくるため、

町では、7月を「氏名記入強化月間」として、

ごみ袋に必ず氏名を書いていただく運動を行います。

氏名が書かれていないごみ袋は原則として収集しません。

皆様のご協力をお願いします。



カラスなどの被害には  
網などで対策を

最近、カラスやネコなどの動物がごみ袋を破り、ごみが散乱していることがあります。ごみの散乱は、景観も悪く、収集作業にも時間がかかります。

根雨や黒坂の軒先収集など、露天にごみを出される人は、網(防鳥ネットなど)でごみ袋を覆って被害を防いでください。



ごみ袋を網で覆った例

ごみの収集日に注意しましょう

祝日が多い月は、通常の可燃ごみの収集日を、全町の収集日に変更している場合があります。

各家庭に配布している「ごみ収集カレンダー」をよく確認いただき、きちんとごみを出してください。



詳しくはこちらまでお問合せください  
役場産業振興課 生活環境係 (電話 72 2101)

# 広報写真の部で入選 全国広報コンクール



昨年の県カヌー選手権で優勝した加藤哲平選手（岐阜県）をとらえた写真

全国の自治体が発行した広報紙を審査する、平成21年全国広報コンクールが、5月に行われました。その結果、広報写真の部（一枚写真）に出品した「広報ひの平成20年5月号」の表紙（右写真）が入選しました。

「広報ひの」は、これからも、現場の空気が伝わるような「生きた写真」を心がけていきます。今後とも取材へのご協力をよろしく願います。

## 免許取り消し期間が最長 10 年に 飲酒運転などの行政処分が強化

6月から、道路交通法の一部改正により、危険運転致死傷や酒酔い運転などによる免許取消処分の欠格期間（取消後、免許を再取得できない期間）が、最長5年から10年に延長されました。また、酒気帯び運転の行政処分点数も引き上げられました。



「飲酒運転は犯罪です。乗るなら飲むな」の徹底を。

### 行政処分強化の概要 酒酔い運転

改正前（～5月まで）	→	現在（6月から）
免許取消（欠格期間2年）		免許取消（欠格期間3年）
さらに一方的な不注意で死亡事故を起こすと欠格期間5年		さらに一方的な不注意で死亡事故を起こすと欠格期間7年
ひき逃げを伴う場合は欠格期間5年		ひき逃げを伴う場合は欠格期間10年

### 酒気帯び運転（呼気1%中のアルコール濃度が0.25ミリグラム以上）

改正前（～5月まで）	→	現在（6月から）
免許停止（90日間）		免許取消（欠格期間2年）
さらに一方的な不注意で死亡事故を起こすと免許取消（欠格期間2年）		さらに一方的な不注意で死亡事故を起こすと欠格期間5年
ひき逃げを伴う場合は欠格期間5年		ひき逃げを伴う場合は欠格期間10年

### 酒気帯び運転（呼気1%中のアルコール濃度が0.15ミリグラム以上、0.25ミリグラム未満）

改正前（～5月まで）	→	現在（6月から）
免許停止（30日間）		免許停止（90日間）
さらに一方的な不注意で人身事故を起こすと停止期間60日		さらに一方的な不注意で人身事故を起こすと免許取消（欠格期間1年）
ひき逃げを伴う場合は免許取消（欠格期間2年）		ひき逃げを伴う場合は免許取消（欠格期間6年）